

平成30年

第21回

議会改革特別委員会会議録

加 須 市 議 会

議 会 改 革 特 別 委 員 会

第 2 1 回 3 月 1 6 日 (金 曜 日)

平成30年議会改革特別委員会 第21回

平成30年3月16日（金曜日）午前9時30分開議

審査案件

議会改革に関すること

出席委員（10名）

1番	野中芳子君	2番	竹内政雄君
3番	新井好一君	4番	柿沼秀雄君
5番	小勝裕真君	6番	小坂徳蔵君
7番	佐伯由恵君	8番	大内清心君
9番	森本寿子君	10番	酒巻ふみ君

欠席委員

なし

委員外議員

2番	齋藤理史君
6番	池田年美君
18番	中條恵子君
22番	松本英子君
26番	吉田健一君

本委員会に出席した事務局職員の職氏名

事務局長 江原千裕
主幹（議事・三宅昌之
調査担当）

議事課長 戸田実
主査（議事・酒巻俊郎
調査担当）

開会 午前 9時30分

◎委員長のあいさつ

○委員長（小坂徳蔵君） 皆さん、おはようございます。ここ数日、たいへん春めいてまいりました。市内で、桜のつぼみも大変大きく膨らんでまいりました。今、市役所前に彼岸桜がございますけれども、彼岸前に彼岸桜、満開になっております。そして、会期 32 日間の予算議会が閉会した後、議員各位におかれましては、組合議会の会議の開会、あるいは中学校の卒業式の参列など議員活動が続き、ご多忙のところ、第 21 回の議会改革特別委員会にご参集いただきまして本当にありがとうございます。本日は、予算議会があつて1か月余りにわたつて、議会改革特別委員会、空白期間がありました。したがいまして、今日の委員会におきましては、協議してきた内容をさらに深めていきたいと、そのように思っております。さらには、本日、改めて前回の委員会でご検討いただきました、大規模災害時に、議会の業務継続計画、市議会版BCPの一番の中核を担うことになる、市議会災害対策委員会の設置要綱について成文化してあります。そして、これまで市議会版BCPについては、震災対策編を主に行ってきたわけではありますが、本日改めて水害対策編について、皆さん方に配布をしてあります。これからご協議をすることにしております。本日も自由討議で、本委員会を進めてまいりますので、効率的な委員会になりますように、委員各位のご協力をお願いいたしまして、あいさつに代えさせていただきます。本日はご苦勞様でございます。それでは、本日の委員会に、大変ご多忙のところ、福島議長にご出席をいただいております。議長から、ごあいさつをお願いいたします。



◎議長のあいさつ

○議長（福島正夫君） はい。皆さん、改めておはようございます。本当に春めいてきたというか、高知県の方から桜開花の発表がされたということで、いよいよ本当の春かなという感じを受けております。委員の皆様方には、小坂委員長さんをはじめ、ご健勝でご参加いただきましてありがとうございます。予算議会、32 日間の長丁場でありましたが、皆さん方のご協力で、スムーズに進行させていただきましてありがとうございました。いよいよ、この議会改革も、大詰めに近づいてきたのかなと、思わせていただいているところであります。皆さ

ん方の真剣な、議論、討議の中に、素晴らしいものができることを期待するところであります。どうか、皆さん方におかれましては、加須市の議会改革基本条例の素晴らしいものを作成できますようお願い申し上げます、あいさつとさせていただきます。本日はご苦勞様でございます。



◎開会の宣告

○委員長（小坂徳蔵君） 大変、ありがとうございます。議長は、公務がありますのでありがとうございます。それでは第 21 回、議会改革特別委員会を開会いたします。議事の進行は、配布してあります次第に沿って進めてまいります。

まず、報告事項から始めます。(1) 議会改革に関する第 5 回執行部と議会の事前協議ですが、予算議会の開会当日に行っております。この件につきましては、小勝副委員長から説明をお願いいたします。

○副委員長（小勝裕真君） はい。おはようございます。第 5 回の執行部との協議結果につきまして、口頭になりますけれども、報告を着座でさせていただきます。今、委員長から、お話がありましたように、2 月 9 日初日を迎えたのですけれども、その本会議終了後に、第 5 回の執行部との協議を行いました。ご覧のとおり、今までに 4 回開催をして来ているのですけれども、第 1 回については骨子案を提案して、第 2 回でその回答をいただく。第 3 回は、素案という段階までいきましたので、それについてのご提案をしてその回答をいただく。今回につきましては、業務継続計画を中心にご提案をしたのですけれども、お互いになかなか忙しい中で日程調整をさせていただいて、第 20 回が 2 月 7 日でしたから、その結果を受けながら、執行部の方に報告をしたという内容です。内容は、大きく 5 点ありまして、特別委員会の中で、ご協議いただいておりますけれども、第 1 点は、公聴会に關します市議会の見解というのを、こういうことだということでご説明しました。その中では、浅野先生から市民主権というところがありましたので、その部分が条例案としては、1 点変更になっている。公聴人の意見をいただいて、その部分は、変更させていただいているということを申し上げました。それから 2 点目は、その時点でのパブリックコメントの状況が、どうだったかということ。それから 3 点目は、市議会モニター設置要綱。さらには、市議会と市民との意見交換会実施要綱というのを説明。4 点目は、平成国際大学との連携協定。協定書の案をご提案

して。最後に、5番目として一番大事な、市議会業務継続計画、BCPの素案ということで、総合政策部、総務部、毎回出てもらっていますけれども、環境安全部、あるいは危機管理防災課長にも同席いただいて、その内容を説明し、今後、改良いただくと、そういうようなこととございました。第5回の内容は以上でございます。よろしく申し上げます。

○委員長（小坂徳蔵君） ありがとうございます。続きまして（2）加須市議会モニターの募集について。今、手続きを進めております。本件に関しては、戸田議事課長から、説明をいたさせます。

○議事課長（戸田 実君） はい。

○委員長（小坂徳蔵君） 戸田議事課長。

○議事課長（戸田 実君） はい。委員の皆様、改めまして、おはようございます。それでは、私の方から（2）加須市議会モニターの募集についてご説明をさせていただきます。恐れ入りますが、着座にて説明をさせていただきます。資料の1-1及び資料の1-2をご覧願いたいと思います。加須市議会モニター募集につきましては、1月26日の第19回議会改革特別委員会で要綱並びに運用等につきまして、ご了承いただきました。したがって、新年度からの実施に向けまして、まず、市のホームページの新着情報の一番上に、資料1-1のとおり、モニター募集に係る記事を掲載いたしました。あわせて、次のページ資料1-2の上段の部分になりますけれども、昨日発行されました市報かぞにも、モニター募集にかかる記事を掲載したところでございます。なお、4月13日金曜日が、モニター募集の受付の締め切り日となっております。ちなみに、昨日の夕方、さっそく応募に関する問い合わせの電話もいただいているところでございます。加須市議会モニターの募集につきましては、以上でございます。よろしく申し上げます。

○委員長（小坂徳蔵君） ありがとうございます。ただ今の報告事項2件について、何か、ご質疑はございますか。

（「ありません。」と言う人あり）

○委員長（小坂徳蔵君） ないようですので、先に進みます。次は4番、協議事項に移ります。まず、（1）加須市議会基本条例案のパブリックコメントに対する市議会の見解案の検討について議題とします。市議会史上初めて行った、議会基本条例案に対するパブリックコメントについては、前回ご報告いたしましたように、23人の市民及び1団体から、全体で、75項

目の意見をいただいております。本件に関しては、資料 2 に掲載してあります。それでは、改めて、江原局長から説明をお願いします。

○事務局長（江原千裕君） はい。

○委員長（小坂徳蔵君） はい、江原事務局長。

○事務局長（江原千裕君） はい。委員の皆様、改めまして、おはようございます。それでは、私の方から、加須市議会基本条例案のパブリックコメントに対する市議会の見解案の検討について、資料の 2 を、ご説明させていただきます。大変、恐縮ですが、着席にて説明をさせていただきたいと存じます。資料 2 は、23 人の市民及び 1 団体から合わせて 75 項目のご意見をいただきましたパブリックコメントの一覧でございます。前回 2 月 7 日に開催した第 20 回議会改革特別委員会で配布した資料と同じものでございます。2 月から、今週の 12 日月曜日まで、第 1 回定例会、予算議会が続いておりましたので、パブリックコメントに対する市議会の見解案の検討はこれからでございます。本日は、復習の意味も合わせまして、もう一度市民の皆様からいただいた意見の内容を確認させていただくため、75 項目の意見を掻い摘んでご説明させていただきます。左側の条文の順番に沿ってご説明いたします。まず、全体的事項についてですが、2 番、条例案全体を通して、加須市ならではの特徴のある個性的な素案が、見当たらないというご意見。

3 番、議員相互の活性化、近視眼的感情に走ることなく、大局観に立った議会運営を期待しますというご意見。4 番、議会と市民との協働こそが急務である、と常々感じてきたというご意見。No.13 の花崎北 2 丁目の女性の方からは、参考文献も記載した 6 ページにわたる、1 番から 6 番までの 6 項目にわたってのご意見のレポートをいただいております。

5 番、条例素案の前文に使われていた市民主権という言葉について、公聴会における平成国際大学法学部教授の浅野先生のご指摘を踏まえたご意見でございます。

6 番、議会改革度ランキング上位の四日市市議会、所沢市議会、北海道芽室町議会と比べて、前文に緊急性が感じられないというご意見です。

7 番、前文の中で、加須市は埼玉一の米どころで、県内有数のコシヒカリの産地である。という文章について、産業上の一つのことだけしか書いてないのではないか。というご意見がございました。

8 番、第 1 章第 1 条の目的の条文に関しまして、市民の信託ではなく市民の負託ではないかというご意見。

11 番、第 2 条、定義の議員力に関してですが、議員力は、地域、市全体を見据えて調査し、

能力の発揮を望むというご意見でございます。

12番、第2条、第4条、定例会に関してですが、一般質問を土曜日または日曜日に開催することはどうかというご意見。

13番、第4条、定例会に関しまして、全国トップの四日市市議会を例に挙げて、市民の分かるような平易な解説文を付けたものの公開。通年議会という、思い切った改革。常により良い方向へと見直される重要性を感じている。第32条、条例評価と見直し手続きという条文は、素晴らしい。というご意見でございます。

14番、第4条、定例会に関しまして、臨時議会の開催の明記を検討いただきたいというご意見。

17番は、核兵器禁止条約を政府に署名や批准を求める意見書を採択していただきたいというご意見。

18番は、第5条、議会運営の原則に関して、議会の役割として、横浜市議会や川崎市議会のように、意見書等により国への意見表明という文言を加えたらどうかというご意見です。

19番、第5条、議会運営の原則第3項、情報公開という部分に関して、市議会ホームページで市が取り組んでいる課題と、進捗状況が確認できるように。また、インターネット議会中継を検討いただきたいというご意見でございます。

21番、第6条第2項、議員活動の原則の市民の多様な意見を的確に把握ということに関して、定例会終了後1日でも、議会報告と併せ、市民からの意見聴取、意見交換会を開くよう義務化することとしたらどうかというご意見でございます。

23番、第6条第2項、議員活動の原則の中の代表者としての自覚という部分に関して、議員各位は、市民の代表者というより代弁者、代議員であるということを中心に構えにして、公約どおり市民のために汗を流してくださるよう期待しているという、ご意見。

25番、第6条第4項、議員活動の原則の、議員は、議員活動を最優先という部分に関して、議会開催中は、欠席することはできないはずですが、所用で休み、病気で欠席等の場合の扱いについての規定が、必要でないかというご意見でございます。

26番、第6条、議員活動の原則に関して、ボランティア活動に参加協力していただき、内容を理解してほしい。また、他地区のことにに関して、無関心だ。市民あつての議員なのだから、人との触れ合いを多く持ち、信頼感を抱けるような議員であってほしいというご意見。

27番、第6条、議員活動の原則に関して、条例づくりを通して、議員一人一人が改めて、市民から負託された責任の重さ、使命を再確認し、活発な議会活動と議会外でも市民に寄り

添い、高い倫理感で行動していただきたいという、ご意見でございます。

28番、第6条に関して、市民の立場で職務遂行の達成度をチェックするときは、選挙時のみでなく、例えば、議員活動の原則第6条の4項目について、十分に職責を果たしているか等、議員に対して具体化したアンケートを実施したり、または項目ごとに各議員に自己採点してもらい、公表の場を設けてくださいという、ご意見でございます。

29番、第6条に関して、審議会等の委員の兼務を禁止し、議会での市民の代表として行政をチェックするという、ご意見。

34番、第3章第10条、広聴広報活動の充実に関して、情報イノベーションの具体的な案をお聞きしたいという、ご意見でございます。

36番、第13条、市民との意見交換、議会報告会に関しまして、議会基本条例案の中に、自治会、町内会との関わりについての条項があってもよいのではないかという、ご意見でございます。

39番、第12条、請願、陳情に関して、市民の誰にでももっと気楽に要望等が行えるようにするとよい。できるだけ気楽に市民が動けるようにすると、市民のアイデアが積極的に集まるという、ご意見でございます。

40番、一部の会派や議員は、自分の考えに反するものの意見を聞きどころか、門前払いをするという態度であったという、ご意見でございます。

41番、第7条、透明性の確保。第9条、共生社会の推進。第10条、広聴広報活動の充実。第13条、市民との意見交換会。これらに関しまして、所沢市議会を例に挙げて、情報イノベーションを踏まえた、多様な広報、広聴手段の活用。さらに具体的に表現する必要があるのではないかとご意見でございます。

42番、全国ランキング1位の、北海道芽室町議会を例に挙げまして、開かれた市政と具体性、多様な媒体を思い切って駆使するという先進性、ICTの活用が重要で、加須市議会には、まだ無限の可能性が残されているという、ご意見でございます。

43番、第4章第15条、議員研修の充実強化、第19条、政務活動費に関しまして、議員研修を文章にまとめ、写真や参考資料等を添付し、報告書を作成し、それが市民に目を通せる仕組みを作ることを条例に組み込む必要があるという、ご意見でございます。

49番、第18条、会派の役割に関して、個々の議員活動を抑制してはならない。本会議で、意思表示をする議員の使命まで奪ってはならないという、ご意見でございます。

51番、第19条、政務活動費に関しまして、行政視察の目的がなにかが公開されていない。

何が成果なのか全くわからない。コストと成果を明確にする工夫が必要。行政視察の成果をレポートにまとめて市民に報告するとよいという、ご意見でございます。

53 番、第 19 条、政務活動費に関して、収支報告書及び領収書は「多寡に関係なく」という文言を追加すべきとの、ご意見でございます。

58 番、第 21 条、議会図書室の充実に関して、情報面での閉塞的な側面を打破するために、図書室は、電子化、デジタル化を推進すべきという、ご意見。

59 番、第 22 条、政治倫理に関しまして、良心と高い倫理性をもって、職務に精励するものと書いてあるが、よくやっている議員もいるが、議会だけにしか出ていない議員もいるという、ご意見でございます。

61 番、市議会議員の信賞必罰について、議会では、結論が甘くなることが予想される。議会は、市内の有識者を選定し、解任辞職等を決め、賞罰を厳格に行うことが必要と考えるという、ご意見。

62 番、政治倫理の第 22 条は、まるで新人議員の入門の手引きのよう。古参議員よりむしろフレッシュマンに期待をしているという、ご意見でございます。

63 番、第 23 条、議決事件に関して、非核平和都市宣言や人権尊重宣言都市などのようなテーマも、議会にかけて賛否を諮るのかという、ご意見。

65 番、第 24 条第 2 項、質問等の論点の明確化ということに関して、議会等は、議員と市長等が論議する場所ではないという、ご意見であります。

67 番、いじめの問題は、常に発生しているという考え方が、市議会に必要な。教育委員会と議会が、常に連動する仕組み、つながりが必要ではないかという、ご意見でございます。

68 番、第 6 章第 29 条、議員定数に関して、議員の定数は加須市の人口から考えると、25 人程度でよいと思うという、ご意見です。

69 番、同じく議員定数に関して、近隣、他市との整合性（人口割合）文言を付加、追加できないのかという、ご意見。

70 番、同じく議員定数。市民が一番関心を持つのが議員定数。全国の人口規模、財政規模、いわゆる類似団体と比較して、加須市が、多いのか少ないのか、バックデータを基に、公表されることを期待するという、ご意見です。

71 番、同じく議員定数に対するご意見で、市民の多様な意見への市政への反映のためには、これ以上の定数削減は、するべきではないという、ご意見でございます。

72 番、第 7 章第 31 条、一般選挙後の、条例研修に関しまして、基本条例を制定しても、

実態が改善されなければ、「絵に描いた餅」。議会等による、議会基本条例の市民への説明会を繰り返し行うことを熱望しますという、ご意見でございます。

73番、第32条第1項、条例評価と見直し手続き。条例に基づく活動の事業評価の条文に関しまして、評価方法は、どのようにするのか、評価の結果の公表は、どうするのか。評価に対する指標は、どのように設定するのかといった、ご意見でございます。

74番、第32条、条例評価と見直し手続きに関しまして、条例の遵守実行性からも、それぞれの検証も重要であり、議会関係のみならず市民等からも参画できる仕組みを検討し、議会基本条例が活かされることを望むという、ご意見でございます。

以上、掻い摘んで説明をさせていただきました。ご協議よろしくお願いいたします。

○委員長（小坂徳蔵君） ありがとうございます。何か発言ございますか。パブリックコメントの実施に関しては、市議会は、市民に対して、次のように約束をしております。個別の回答は行いません。後日、提出された意見に対する市議会の見解について、内容を公表します。このように、パブリックコメントを実施する前に、市民に約束をしています。また、実施要綱もそのようになっております。前回の委員会で、この市民に対する約束を履行するために、パブリックコメントに寄せられた個々の意見に対し、市議会の見解をまとめ公表することを決定しております。しかし会期32日間の予算議会の開会直後で、まだ市議会の見解をまとめるに至っておりません。ですので、次回の委員会に、市議会の見解を、皆さん方にお示しをし、ご協議いただきたいと思っております。そのような方向でよろしいですか。

（「はい。」と言う人あり）

○委員長（小坂徳蔵君） では、そのように進めさせていただきます。

議事を先に進めます。次は、(2) 議会災害対策会議設置要綱案を議題といたします。前回の委員会で、要綱素案を説明し、委員各位の了承をいただいております。これを踏まえ、市長部局の法制執務部門との協議も終わっております。そして、例規に成文化しました。それが、皆さんの手元にお渡ししてあります資料3-1になります。議会災害対策会議設置要綱案です。市議会災害対策会議は、大規模災害の発生時に、市議会の危機管理体制を担うこととなります。そういう意味において、文字どおり市議会版BCPの中核部分となるものであり、その内容を定めたのが、市議会災害対策会議設置要綱となります。それでは、本件に関しては、戸田議事課長から、説明をいたさせます。

○議事課長（戸田 実君） はい。

○委員長（小坂徳蔵君） はい、戸田議事課長。

○議事課長（戸田 実君） はい、委員長。それでは、(2) 議会災害対策会議設置要綱案について、ご説明をさせていただきます。はじめに、復唱になりますけれども、資料 3-2 をご覧いただきたいと思います。こちらは、議会災害対策会議要綱素案といたしまして、小坂委員長さんの方で取りまとめ作成された資料としまして、2月7日の第20回議会改革特別委員会の資料で、ご説明いただいたものでございます。こちらの内容を、先ほど委員長からもお話がありましたけれども、要綱の条文形式で整理したものが、前のページ、資料の 3-1 になります。こちらが、加須市議会災害対策会議設置要綱素案でございます。先ほど、委員長からもお話がありましたように、この作成にあたりましては、総務課の例規担当職員にも、チェックをいただいたところでございます。なお、条文中、下線の部分につきましては、要綱として作成するにあたり、新たに加筆し、整理をさせていただいたものでございます。A4の両面1枚の要綱案でございますので、条文の方を読み上げさせていただきたいと思っております。まず、目的として1条、この要綱は、加須市議会基本条例、括弧はとばしますけれども、第27条の規定に基づき加須市議会災害対策会議設置に関し、必要な事項を定めることにより、加須市の団体意思を最終決定する加須市議会が、その機能と、役割を維持し、災害時に即応できる体制の整備を図ることを目的とする。としました。次に、設置でございますが、第2条、加須市議会は、地震、風水害、その他災害により、加須市災害警戒本部、または加須市災害対策本部が設置されたときは、これに協力するため加須市議会内に、議会災害対策会議を設置する。といたしました。次に役割でございますけれども、第3条、議会災害対策会議は、大規模災害発生時に市民の代表機関である加須市議会が、その機能と職責を果たし、市民に対する責任を果たすため、加須市議会業務継続計画、市議会版BCPにのっとり、危機管理体制を担うものとする。2、加須市議会が、議会災害対策会議を設置した時は、議長は全議員に対して、議会災害対策会議の設置及び市議会版BCPに基づいて、行動することを直ちに通知する。といたしました。次に、組織ですが、第4条、議会災害対策会議は、議長、副議長、議会運営委員会委員長、および会派の代表者をもって組織する。といたしました。次に、委員長及び副委員長ですが、第5条、議会災害対策会議に委員長及び副委員長を置き、それぞれ、議長及び副議長をもって充てる。2、委員長は、議会災害対策会議を代表し、会務を総理する。3、副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けた時は、その職務を代理する。4、委員長及び副委員長が、いずれも欠けたときの職務を代理するものの順序は、次の

とおりとする。(1) 議会運営委員会委員長、(2) 第1会派の代表者、(3) 第2会派の代表者といたしました。次に、会議ですが、第6条、議会災害対策会議は、委員長が招集し、議会災害対策会議の議長となる。次に、所掌事務でございますが、第7条、議会災害対策会議は、次に掲げる事務を所掌する。(1) 議員の安否情報に関すること。(2) 各地区の被災状況を把握すること。(3) 市警戒本部又は市対策本部から、市全体の災害情報を収集し、議員に情報提供を行うこと。(4) 市警戒本部又は市対策本部に対し、要望及び提言を行うこと。(5) 議員の参集に関すること。(6) 本会議及び委員会の開催に関すること。(7) 議会災害対策会議の運営に関すること。(8) その他、災害対応に関することといたしました。次に、議会事務局の役割でございますけれども、第8条、議会事務局は、委員長の命を受け、議会災害対策会議の事務を補佐するといたしました。最後に、委任でございますけれども、第9条、この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定めるところでございます。なお、施行につきましては、本要綱の冒頭、基本条例第27条の規定に基づきますことから、基本条例制定以降になるかと思えます。加須市議会災害対策会議設置要綱案の説明につきましては、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○**委員長（小坂徳蔵君）** ありがとうございます。今の説明に対し、何か発言はございますか。内容は、前回の委員会でお決めいただいた素案に基づいて作っております。その上で、法制執務部門の調整を行って、こういう内容にしてあります。もし、付け加えるところ、もし異議があれば挙手願います。

○**3番（新井好一君）** はい。

○**委員長（小坂徳蔵君）** はい、新井委員。

○**3番（新井好一君）** 異議じゃないけれども、資料併せて、これ4が、水害は、災害の種類によって違うけれども。水害、この前も、議論にはなっていた部分もあるので、これを改めて今日、この前の本会議の経過も含めて、あるのかと思うけれども、若干これ説明してもらいたい。

○**委員長（小坂徳蔵君）** はい、分かりました。それでは、次の市議会業務継続計画、水害対策編も併せて説明をいたします。その上で、また質疑を受けますので、お願いします。それでは、(3) 加須市議会業務継続計画（水害対策編）、これは、資料4をご覧ください。私の方から説明をいたします。これは、加須市議会業務継続計画（水害対策編）です。なぜ、これを作るのかっていうのは、その下に書いてあります。加須市内を流れる一級河川の利根川と、渡良瀬川が氾濫し、大規模洪水が発生した場合、加須市業務継続計画（風水害対策編）

は、市民の生命と、身体、財産に甚大な被害が及ぶと想定している。そこで、加須市の唯一の団体意思決定機関であり、市民の代表機関及び議事機関である加須市議会が、大規模災害の発生時において、その機能と役割を維持し、市民に対して、その責任を果たすため、加須市議会業務継続計画（水害対策編）を定め、市民の意思決定機関として行動するものである。これが、この趣旨です。それから、1として想定する危機事象を、ここに4点にわたって、まとめてあります。①本計画は、加須市に甚大な被害が想定される利根川と渡良瀬川の氾濫による大規模水害を危機事象として、計画を定めるものである。それから、ここに説明を加えておきたいのですが、加須市の業務継続計画の風水害対策編の中には、実は、水害の関係については、実は、荒川の水害の場合も想定してあります。ただ、議会として、まずは、当面は、利根川と渡良瀬川の氾濫の部分が、まずは、最重要課題かなということで、これを定めれば、荒川の水害にも対応できると考えて、それは、市の執行部の風水害対策編には、荒川の水害が載っておりますけれども、市議会の場合には、それを除いてあります。前もって皆さんに申し上げておきます。次に進みます。次、②加須市の業務継続計画（風水害対策編）の発動基準です。市の業務継続計画（風水害対策編）は、（以下は計画）ですが、次のように定めております。利根川、栗橋の水位観測所の水位が、7.5メートルに達し、または渡良瀬川、古河の水位観測所の水位が、7.9メートルに達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合、本計画は自動的に発動するものとする。要するに、業務継続計画です。また、河川管理者等の、出水時巡視や水防団からの報告により、**基盤**や堤防からの漏水を確認した場合においても、本計画を発動するものとする。このように定めております。これは、市の業務継続計画の風水害対策編を抜粋したものです。③被害想定について。市の計画による被害想定は、利根川および渡良瀬川が氾濫した場合、堤防の決壊場所により異なるが、加須市全体の浸水について、以下のように想定してあります。四角で囲んである部分が、市が、風水害対策編で掲載してあるものを、ここに抜粋したものです。①利根川右岸。利根川右岸の区域は、大雨、これは利根川上流域、八斗島上流域。3日間。総雨量318ミリによる氾濫の想定で、一部の自然堤防を除き、市域のほぼ全域が浸水する恐れがある。なお、堤防の決壊箇所により差はあるものの、市南西部、騎西地域などを除く大部分が、1時間以内に浸水することが予想されている。これは、利根川右岸の場合です。それから利根川左岸と、渡良瀬川右岸の区域です。利根川左岸と渡良瀬川右岸の区域は、スーパー堤防等を除く北川辺地域のほぼ全域が、5メートル以上浸水する恐れがある。なお、堤防の決壊箇所により差はあるものの、利根川の堤防が決壊した場合、20分以内に3割、これは北川辺地域です。30分以内に5割、

50分で地域全域が、浸水することが、予想されている。これは、四角で囲ってありますけれども、これは、市の業務継続計画に記載してある内容をここに抜粋したものです。我々は、これに基づいて、業務継続計画を作るという内容になっています。④市、業務等の影響について、水害は、震災と異なり、ある程度の事前の予測が可能であることから、早めの初動体制が実施できる。しかし、大規模水害が発生した場合、市の計画は、本庁、これは、市の計画から抜粋しているところです。本庁及び、各総合支所、その他の公共施設の1階は浸水し、通常業務を行うことができないことが予想される。他方で、夜間休日の勤務時間外に発災した場合には、ほとんどの職員が自宅滞在中であり、あまり参集できない可能性がある。特に、自宅が浸水した職員については、参集が数日後になることが予想されている。このように想定しております。その上で、2として、加須市議会災害対策会議の設置時期について、ここに定めております。加須市は水位が、利根川が7.6メートル、渡良瀬川が8.4メートルとなったとき、北川辺地域に災害警戒本部を設置する。直ちに、同地域に避難準備及び高齢者など、災害時要援護者等に対し、避難開始を発令する。さらに、水位の上昇が見込まれ、利根川8.4メートル、渡良瀬川8.9メートルになったとき、市は災害対策本部を設置し、市内の全地域に対して避難勧告を発令する。このような非常事態に対応して市議会は、市が災害警戒本部を設置した時、これは、先ほどの、実施要綱案にも定めておりますが、直ちに、市議会災害警戒対策会議を設置するものとする。これは、北川辺地域に、災害警戒本部を設置すると、この場合に、市議会も災害対策会議を設置するという趣旨になっております。なお、会議の召集及び運営等に関しては、議会災害対策会議に、要綱によるものとする。ということにしてあります。今後の課題ですが、ここに4点、示してあります。大規模災害時、市庁舎等の1階は、浸水が見込まれており、市議会の会議が行える代替え公共施設の確保が、課題となる。例えば、利根川右岸の決壊の場合には、騎西総合支所等の公共施設を使う。そういうような関係になるのかなと思っております。ちなみに、市の業務継続計画では、この本庁舎が被災した場合には、防災センターを次の本部に充てるというような内容になっております。今、言ったことが一つです。それから2つ目が、大規模水害が発生した場合に、①議員の自宅が浸水する、②議員が広域避難する。③浸水によって交通手段がなくなり、市議会災害対策会議の召集が数日後になることも想定される。後は、3つ目として、震災時同様に、通信手段の確保が課題になる。要するに通信は、困難であると、市の業務継続計画は、そのようになっております。それから、4つ目で、その他ということにしてあります。一応、これは素案で、これで良ければ、このように進めていきたいと思っております。以上が素案の内容

です。市の業務継続計画、風水害対策編に基づいて、作ってあります。ご意見があれば、質疑があれば、挙手を願います。

○10番（酒巻ふみ君） はい。

○委員長（小坂徳蔵君） はい、酒巻委員。

○10番（酒巻ふみ君） はい、右岸の決壊がということで、先ほどから話になっていますけれども、右岸が決壊する前に、左岸が決壊してしまうのが、通常だと思うのですけれども、市の計画というのは、右岸と左岸が同じ高さという想定なのでしょうか。大体、今は右岸のほうが、保護されているという都会を守るために。ということで、左岸のほうが、1メートル低いという想定になっているはずだと思うのですけれども、右岸が決壊するということが来る前に、左岸があふれてしまうのかなという疑問が出ました。

○委員長（小坂徳蔵君） 今回の酒巻委員のご意見ですけれども、それについて申し上げますと、まず、市の業務継続計画の中に、堤防の高さについては何の掲載もありません。ですから、そのことについては触れていません。ですから、これは加須市の中では、まだ不明だということです、高さの関係については。ただし、それはいずれにしても、先ほども説明しましたけれども、1つは利根川の右岸が決壊した場合、要するに、こちら側です、南側。利根川より南側。それから、左岸、これは要するに、北川辺地域の方に決壊した場合。要するに2段階で、業務継続計画は作られていると。市の業務継続計画です。我々も、そのことを前提にして取り組んでいくということで、市の業務継続計画に載っているのは、この資料4の1ページの一番下のほうにあります四角で囲ってある部分その内容です。

○10番（酒巻ふみ君） はい、分かりました。右岸より、左岸を優先したほうがいいかなと、ちょっと疑問。

○委員長（小坂徳蔵君） はい、新井委員。

○3番（新井好一君） 災害の形は別々になるので、右岸と左岸は、別に考えなければならぬというのが、この周辺の地形の特徴だから、そのようになっているのです。特に、左岸の場合は、全地域が浸水してしまうということから、広域避難なんてことが、今、言われているわけですから、ただ、後は、堤防の問題とかそれは、違う課題として設定しておかなければならないということだと思えます。業務継続計画の、水害時の場合は、特に北川辺地域だけは、このレベルと、共通のレベルがあって、共通のレベルの1段階早いまえで、引き続き水位が上昇すると、これに達するという見込みが、雨量等々の想定の中でした場合に、1段階早く非難しなきゃいけないと、特に高齢者から非難するという、そういう想定になって

いるので、これは被害を最小限に抑えるためには、そういうところを、先に示していくことで、その計画があると思うんです。あとは、問題で、ここで課題にはなっているんだけど、確かにバックアップ施設として、ここも1階部分位までは、水が来てしまうわけです。これは右岸側でも。左岸側では、まるっきり全部水没してしまうので、それほどの時点で、そうなのかといたら、監督から、指示が出て、全体がある程度避難していくという過程の中で、バックアップについては、次の施設は、北川辺地域であれば、藤畑の道の駅きたかわべと、北川辺スポーツ遊学館というのが、今のところ、想定の中になっているので、その辺で、業務継続計画の関係が、あそこに、いわゆる支所機能が、継続するわけで、そこで、どういう体制がとれるかということに、まだ、具体的にはそうはなってないですよ、でも、その辺が、一応、想定されるというだけで課題にはなっているんだよね。だから、その辺の違いだけは、はっきりさせながら、今後、もう少し煮詰めていくには、議員の家も水没してしまう、それから、それぞれバラバラに家庭が避難するという事の中で、どうするかということが、課題としては当然出てくると思うんです。

○委員長（小坂徳蔵君） 資料4の2ページをご覧くださいと思うんですが、真ん中に、2の加須市議会災害対策会議の設置時期ということで書いてあるんですが、これで、加須市は水位が、利根川が7.6メートル、渡良瀬川が8.4メートル。要するに渡良瀬川が、8.4メートルだと北川辺地域に災害警戒本部を設置する。ですから、さっき新井委員が、先行して進んでいくということになっております。この時に、警戒本部を設置して、避難準備、それから高齢者などの、災害時要援護者等には避難開始を発令すると、本年度、そういう、例の訓練も行っているわけです。ですから、加須市としては、市議会としては、北川辺地域に災害対策本部が設置された段階で、市議会は災害対策会議を設置するということです。それが、先ほどの資料3-1、議会災害対策会議設置要綱になります。設置要綱の第2条があります。加須市議会は、地震風水害その他の災害により加須市災害警戒本部、または加須市災害対策本部が設置されたときは、これに協力するため、加須市議会内に、議会災害対策会議を設置する。ですから、北川辺地域で、災害警戒本部が設置されたとき、この設置要綱第2条に基づいて、市議会でも議会災害対策会議を設置するという内容になっております。連動しております。全部。それから、資料4の2ページの2番のところ、加須市議会災害対策会議の設置時期について。この部分の4行目です。さらに、水位の上昇が見込まれ、利根川が8.4メートル、さらに80センチ、先ほどよりも上昇する。渡良瀬川が、8.9メートル、50センチ上昇する。などの時は、市は、災害警戒本部から、災害対策本部を設置し、市内の全

地域に対して、避難勧告を発令するという業務継続計画になっております。ですから、これを具体的にどうするのかというのは、まだ、これから市が、新年度予算に関連する予算を計上しておりますから、また新年度、そういうことも含めて考えられると思うんです。だから、市議会としては、北川辺地域に災害計画本部を設置した時に、加須市議会としては災害対策会議を自動的に招集していくということになります。だいたいご理解いただけましたか。これみんな、関係しているんです。

○2番（竹内政雄君） ちょっといいですか。

○委員長（小坂徳蔵君） はい、竹内委員。

○2番（竹内政雄君） 先ほど市議会の対策本部ですか、これが通常は本庁舎ということで、これが仮に浸水したという時には、先ほどは、スーパー堤防の防災センターか、あとは騎西総合支所ですか、これは、まだ、そこまでは決めていないのですか

○委員長（小坂徳蔵君） 決めていません。

○2番（竹内政雄君） 決めていません。

○委員長（小坂徳蔵君） 全く、決めていません。これは、決められないです。それは、どうということになるかといいますと、ちょっと想定していただきたいのですが、要するに利根川の右岸が決壊した場合です。そうすると、市の業務継続計画では、騎西地域を除いて、だいたい1時間以内に浸水することが予想されると書いてあるんです。そうすると、どうなるかといいますと、だいたい、水位が、30センチ位の水位になると、車の走行は無理だと業務継続計画は書いているんです。という、1階があれば、2階が使えるだろうといっても、ここまで、議員は、どうやって来るんだと、車はありませんと、じゃあ、船しかない、ということ。ただ、これからいくと、右岸の場合には、騎西総合支所ならば、ひょっとしたら、浸水しないので使えるかもしれないと、ただ、それには議員の交通手段が問題になってくると、それで、先ほどの課題として、4つくらい挙げた中で、まずは、議員の自宅が、浸水すると、または広域避難していると、そもそも交通手段がなくなっていると、それでも遅れる場合があるということで、今後の課題ということにしてあります。

○2番（竹内政雄君） 了解です。

○委員長（小坂徳蔵君） 竹内委員いいですか。はい、新井委員。

○3番（新井好一君） いずれにしても、基本的には、これでいいんだけど、北川辺地域の場合には、レベルの1段階前から、スタートさせるというのがこの間の修正事項なんです。だから、どこかに少し、その辺のところを1行、何か入れておいた方がいいか分からない。

これだと、たぶん、利根川、渡良瀬川のタイムラインの加須地域、騎西地域、大利根地域の基本的なベースでの利根川の水位事項になっているのではないのかなと思っているんだけども。

○委員長（小坂徳蔵君） はい、ちょっといいですか。発言中、ちょっといいですか。

○3番（新井好一君） はい。

○委員長（小坂徳蔵君） 今、新井委員がおっしゃられたことを、さっきの資料4の、水害対策編です。資料4の2ページ。加須市議会災害対策会議の設置時期と書いてある、加須市は、水位が、利根川7.6メートル、渡良瀬川が8.4メートルになったとき、北川辺地域に災害警戒本部を設置すると、直ちに同地域に、避難準備及びに、高齢者災害時要援護者等に対し、避難開始を発令すると。今、新井委員がおっしゃったのは、そのことだと思うんです、要するに、1段階早く始まる。それに対して、それでどうするのかといいますと、その下の3行目からあるんですが、このような非常事態に対応して、市議会は、市が災害警戒本部を設置した時に、直ちに市議会災害対策会議を設置する。ですから、北川辺地域に警戒本部が、設置されたときに、市議会は、この災害対策会議を招集するというようにしてあります。だから、1段階早めて、市議会は、災害対策会議を設置するというようにしてあります。ですから、新井委員が今おっしゃった内容に沿っていると思っているんですけども。ちょっと発言の途中で申し訳ありませんけれども。それは、そういう意味です。後で、流れを今は文章ですけれども、次の時に流れを追って、また、委員の皆さんにお示ししたいと思います。

○3番（新井好一君） はい。もう一回、どうせ時間は、まだありますからね。

○委員長（小坂徳蔵君） 次の時、ここで、即決するわけではありませんので、次に、流れを震災対策みたいに、流れを示したいと思います。事務局すみません、その辺準備願います。

○事務局長（江原千裕君） はい、分かりました。

○委員長（小坂徳蔵君） よろしくお願ひします。新井委員いいですか。

○3番（新井好一君） はい。

○委員長（小坂徳蔵君） はい、大内委員。

○8番（大内清心君） 2点、確認ですけれども、先ほどの水害対策編の中に、これには載っていないけれども、荒川の水害にも対応するという話がございました。市の方のBCPには、荒川の方も記載されているということだったのですけれども、あえて載せていない理由があるのかなってことです。

○委員長（小坂徳蔵君） はい、分かりました。大内委員、それについて申し上げます。やは

り今まで議会の質問や、質疑等を聞いておりました、いつも出るのは、渡良瀬川と利根川です。我々の認識として、荒川というのは確かにあるかもしれないけれども、そちらのほうは、私の記憶では一回もありません。加須市議会で、そこが出たのは。ですから、我々は、市民の代表ですので、市民が心配していることについて対応していくということで、渡良瀬川と利根川の業務継続計画にしたというのが、1つの理由です。それから、2つ目として、市の業務継続計画については、荒川の洪水の場合にも制定してあるんですけども、これを作っておけば、要するに市が警戒本部を作れば、市議会としては、さっきの設置要綱案に書いてありますように、市議会は自動的に災害対策会議を招集していくということになるから、それでいいのかな。あまりいろいろ書くと、焦点がぼやけるのもありますし、まずは、市民の皆さんが一番心配になっている、議員の皆さんが、これまでいろいろ取り上げてきた問題について、集中して焦点を当てたということです。

○8番（大内清心君） はい、分かりました。はい。

○委員長（小坂徳蔵君） はい、大内委員。

○8番（大内清心君） あともう一点、確認ですけれども、議会の災害対策会議、地震だったり水害だったり、その状況によっても違ってくると思うのですけれども、その中に、各代表者が入っているのです、もしも、その代表者のところが一番被害になってしまった場合に、その会派からは誰が出るのか、代表者が駄目な場合は、その会派からは出さないのか、その会議の委員のことについて確認させてもらいたいのですけれども。

○委員長（小坂徳蔵君） これについては、設置要綱の第4条です。議会災害対策会議は、議長、副議長、議会運営委員会委員長及び各会派の代表者をもって組織する。会派の代表者ということで、会派の代表者なので別に代表者でなければならないというようなことにはなっておりません。ですから、これは要するに、洪水の場合、オール加須市議会として取り組んでいく。オール加須市議会として取り組んでいくということでもありますから、代表者が、例えば会長の家が浸水したということで、そこからは、認めないということではできないと思うのです。オール加須市議会として取り組んでいるということですから、それは、どなたでも私が代表でと来れば、それはその人がここに入って、責任を一緒に負って取り組んでいくということになっていくかと思います。例えば、4人いる会派でしたら、4人のどなたでも、私がでますといえば、それで対応していくことになるかと思います。それは、設置要綱の2ページの最後の、9条の委任というのがあります。必要な事項は委員長が別に定めるということですので、もし必要があれば、そういうことも、もし心配であるということであれば、

ここで対応できるということになりますので。ですから、要は加須市が、どうなっていくの
かっていう、要するに、本当に非常事態だということで、これは加須市の存続が問われると
いうことですから、オール加須市議会として取り組んでいくということです。ですから、会
長であろうが、副会長であろうが、幹事長であろうが、どなたであろうが、その代表者と
いうことで出てくれば、その人が自動的に組み込まれていくということです。以上です。

○5番（小勝裕真君） はい。

○委員長（小坂徳蔵君） はい、小勝副委員長。

○5番（小勝裕真君） はい。1点、今後のことでお伺いしたいのですけれども、今、いつ災
害が起こるかわからない。例えば、防災訓練各地区でやっていますけれども、実際に消火が
できるかどうか、いざという時どういう行動ができるかっていうのが試されている。試され
ているというかこれは必要かと思うのですけれども、この議会でも基準作りを進めながら、
今後、訓練的なものをお考えが、あるのかどうか。

○委員長（小坂徳蔵君） これは、私の私見になるんですけれども、一応、この基本条例に基
づいて作っておりますので、基本条例が制定されると、この市議会版BCPが、これも計画
を策定すると、市議会として。という段取りになっていくかと思えます。そうしますと、そ
の運営にあたり課題があります。我々、今まで委員会の中で、もちろん、先進市も視察もし
ましたし、または担当者呼んで研修も進めてきました。それでも実際に、災害時に、これ
がうまく、適切に適応されていくのかというのは不安だらけということです。できれば、皆
さん方と協議を進めていきますけれども、一応これができた段階で、出来れば10月頃、図
上演習ということで、加須市議会として、市議会版BCPについて、研修を積んで、さらに
実施をしていきたいと、で、問題を浮き彫りにして、そこで、出てきた問題についてまた、
市議会版BCPについて、修正を加えていくということで、流れとしては、やっていければ
いいかなと、そういうふうに考えています。いかがでしょうか。

○5番（小勝裕真君） はい。

○委員長（小坂徳蔵君） はい、小勝副委員長。

○5番（小勝裕真君） はい。以前から、例えば大規模地震ですと、道路を車が走れない状態
かもしれませんし、今度は水害という水位によってまた車が動かない。ですから、そうい
ったことも想定しながら、どういうふうにしたら良いのかっていうのが、課題かと思いま
すので、今の段階で、賛成です。

○委員長（小坂徳蔵君） はい、ありがとうございます。今年の、10月ぐらいに出来れば、図

上演習を行って、さらに問題を浮き彫りにして、実際に大規模災害が発生した時にこれが、上手く動くように、より工夫を加えていきたいと思っております。他にございませんでしょうか。

○7番（佐伯由恵君） はい、委員長。

○委員長（小坂徳蔵君） はい、佐伯委員。

○7番（佐伯由恵君） はい、今日提案された素案と、それから水害対策編ですか、これについては、いいかと思えます。基本は、市の警戒本部設置と同時に、市議会の方は災害対策会議を設置するんだと、そこが一番大事なところかなっていうふうに受け止めております。今回の要綱は、素案という形なんですけれども、これから、この素案が要綱案ということになっていくかと思うんですが、イメージ的に内容が、どうなっていくのか、そこをご説明をしていただきたい。

○委員長（小坂徳蔵君） はい、今の質疑なんですけど、まず市議会災害対策会議設置要綱案を示してあります。これで、皆さん方にご了承をいただければ、これを、ここで決定していきたいと、これは、前回、素案についてご説明してありますので、それに基づいて、執行部との法制執務との関係の調整されておりますので、これで進めていきたい。これで、ここで決めたいというのがあります。それから、資料4になります。業務継続計画、水害対策編素案ですが、これ初めて、皆さんの方にお示ししましたので、一応、素案というかたちでお示しをいたしました。先ほどの、質疑をいただきまして、ご意見いただきまして、概ねこれでいいのかなという形で受け止めております。ですから、次回には、あとは、先ほど、意見がありました、議会の水害における議会災害対策会議を設置した時の流れ、時間的な流れ、これをまとめ作成したいと思っております。それを含めて、一体的なものとして、次回に震災対策編、それから水害対策編。まとめて、皆さん方にお示しをしていきたいと思っております。以上が、今の考えです。何かあれば、佐伯委員。

○7番（佐伯由恵君） はい、了解です。

○委員長（小坂徳蔵君） はい、ありがとうございます。他にございませんでしょうか。

○9番（森本寿子君） 委員長。

○委員長（小坂徳蔵君） はい、森本委員。

○9番（森本寿子君） 先ほどの、荒川の氾濫も、市が考えているということで、私も、凄く、自分の地域が、利根川ということでそちらの方しか頭がないという考え方ですけども、やはり、荒川の氾濫というところも、想定外はないということで加須市も作っているかと思う

のですが、議会としても、知っておいた方がいいのかなということで、参考までに、どういったふうなことが考えられるのか、次回にでも、どういったことがあるのか一緒に勉強させてもらえばと思うんですけど。

○委員長（小坂徳蔵君） 今の森本委員の、荒川の災害の場合の市の対応ということですが、実はこれは、加須市の業務継続計画の風水害対策編になっております。この中で、想定する危機事象としては、加須市としては、利根川、渡良瀬川、荒川の大河川の氾濫による大規模水害、これを危機事象とするということで、このように定めております。それについて、いろいろタイムラインで気象状況を基準にして、72時間前から対応していくということになっております。でも、やはり中心は、渡良瀬川と利根川になっております。一応、それも、これで対応するというようになっております。私も初めてですので、初めてというよりも、前も皆さん方に、相当前に配布されて私もいただいているけれども、もう一度水害対策編を策定する前に、もう一度よく読み直した方がいいということで、あれしましたら、そういうことで荒川が入っているなということを改めて認識しました。いいですか。森本委員。

○9番（森本寿子君） はい。

○委員長（小坂徳蔵君） いいですか。まだ、ありますか。いいですか。

○9番（森本寿子君） はい。

○委員長（小坂徳蔵君） はい、竹内委員。

○2番（竹内政雄君） 加須の歴史を見ると江戸時代、今は加須市ですけども、昔は加須町とかいろいろあったわけですけども、かつて、荒川が氾濫して騎西はちょっとわからないのですけれども、こっちまで来たというのを、私、見たことがないのでけれども、年寄りに聞いてもそういう記憶はないとかいう、そのところ一度調べてみていただいてもいいんじゃないかと。合併して、少し余談ですけども。

○委員長（小坂徳蔵君） ちょっと、荒川に関しては、今、言った以上のことは、この中に見当たりませんので、荒川に関しては、市の業務継続計画は、荒川の洪水についても対応できるように、業務継続計画はなっているということです。これは、はい、小勝委員。

○副委員長（小勝裕真君） ちょっと誤解が、少しあると思うんですけども、荒川のことに対応しないのではなくて、渡良瀬川と利根川のこと、まずこれを基準を作りながら、荒川が氾濫したとかなんとかという時も対応ができる、こういうご提案だと思います。そこは誤解の無いようお願いしたいと思います。

○委員長（小坂徳蔵君） それで、この水害対策編ができていけば、もし荒川の水害が、こち

らに影響を及ぼしたとしても、これで、まず、対応できるということです。これは、それは、あまり心配ないです。ただ、この計画が、きちんと機能していくかということが、まず、先決かなとそんなふうに思います。

○8番（大内清心君） はい、後、確認ですけれど。

○委員長（小坂徳蔵君） はい、大内委員。

○8番（大内清心君） 資料4の最初、加須市議会の業務継続計画（水害対策編）とあるんですけども、風水害対策編になるのではないですか。

○委員長（小坂徳蔵君） はい、これはですね、風害の場合は、また別かなと。

○8番（大内清心君） 風害とか、竜巻がきたり、家が飛ばされたりとかそういう風害も当然考えられると思うので、また別に、風害対策編というのを作るなかということになってくるんですけども。

○委員長（小坂徳蔵君） それは、大内委員、おっしゃるとおりになってきます。

○8番（大内清心君） それは、作るのですね。

○委員長（小坂徳蔵君） はい。

○8番（大内清心君） 風害が抜けているなって、ちょっと、思ったものですから。

○委員長（小坂徳蔵君） これは、我々、風害と水害とはやはり別ですので、災害が別ですので、竜巻と水害の場合は、とにかく加須市全域が浸水の被害になるということです。それは、また今後の課題にしていきたいと思います。ただ、市議会版BCPで、全国で、最も優れているというのは、例の滋賀県の大津市のBCPが優れているのですけれども、でも、あそこのBCPを見ても、水害対策の関係でこれだけ具体的にしているのは無いんです。一応ありますけれども、無いんです。ですから、そういう意味では、水害の面では2つの大きな河川が流れている加須市ならではの市議会なので、ここまで、問題意識をもって、ここまですり組んで到達になってくるんだと思います。そんなふうに思っております。はい、竹内委員。

○2番（竹内政雄君） 最初から、完璧を求めるのも、それちょっと、まずは、考えるところで、ゴーサインを出すような形じゃないと、時間的に見てもそんなにないしね。

○委員長（小坂徳蔵君） おっしゃるように、暖かく見守っていただき、更に建設的な議論で、お願いしたいと思います。よろしいですか。他のございませんか。はい、柿沼委員。

○4番（柿沼秀雄君） 水害対策のことにに関して、皆さんに協議していただいて、特に北川辺地域が、本当に水害になったときには、先ほど新井委員が言ったとおり、ほとんど水没とい

うことになる可能性が強いです、そういったことで、ここに継続計画が出されましたけれども、こんなふうな順序で図形的に、こうなったら、こうなってというような形で、先ほど委員長が、お願いしたような形で分かり易いように出来れば、私たちは北川辺地域なので、特に関心の強いところで、皆さんと一緒にできるような体制というような、そういうようなのができればいいのかなと、そんなふうに思います。

○委員長（小坂徳蔵君） はい、ありがとうございます。他にございませんか。

○事務局長（江原千裕君） はい、委員長すみません。

○委員長（小坂徳蔵君） はい、江原局長。

○事務局長（江原千裕君） はい。先ほど、風水害、水害っていうご意見がございましたけれども、執行部の側としますと、地域防災計画は、震災編と風水害編とに分かれていまして、業務継続計画においても、震災編と風水害編に分かれております。執行部の方で、策定しているこれら計画については、おそらく風水害という言葉を使っているのは、台風に対しても執行部の方は、タイムラインで、水害のタイムラインと同じような感じで、台風に対してもタイムラインで、3日前からタイムラインできていますので、台風も含めた水害ということで、風水害編というふうな言葉を使っているんじゃないかなっていうふうに思います。

○委員長（小坂徳蔵君） やはり、災害対策本部付けの江原局長の発言かなと思って聞いていましたけれども、たぶんそこが、一番のポイントかなと思って聞いておりました。その辺も含めて、業務継続対策会議の水害対策編について、少し、吟味をして、もう一度、皆さん方には議論できるように、次回に示したいと思います。他にございませんでしょうか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（小坂徳蔵君） なければ次に、委員外議員の発言に移ります。今、重要な問題で、議題にしております、市議会版BCPの水害対策編について、何か意見があれば、発言を認めます。希望する議員の方、おられますでしょうか。

○26番（吉田健一君） はい。

○委員長（小坂徳蔵君） はい、吉田議員。

○26番（吉田健一君） はい。今、委員長から許可をいただきました。この4番の協議事項の中でよろしいですか。

○委員長（小坂徳蔵君） それに限定です。

○26番(吉田健一君) はい。まず、パブリックコメントの関係で、市民の意見が出された資料を先ほど、局長の方から、朗読しながら、説明をいただきました。この中で、11ページ。自分の考えや感じている者の意見を門前払いってというのは、これは実際、自分たちも、をいたしております。その点については、一方的なことが書かれておりますけれども、この内容については、皆さんに、一度、共通認識を持っていただきたいんですけれども、その方が、私どもに自分の意思で来て、こういった請願を出すから、お願いします。つきましては、消防の研修会が終わった後、議員さんがいるみたいですから、是非その時に、お願いしますというようなことを言ってきました。その時に、自分とすれば、会派の方で、勉強会がありますし、話し合いがありますから、その件については、ここでは分かりましたとは、言えませんからということで、わかれた経緯があります。当日になりまして、我々が会派で、会議をやっているところに、一方的にドアから入ってきて、説明をしました。ちょっと待ってくださいと、まだ、その話を聞くか聞かないか分からない中で、片方は、話を聞くのは当たり前だという感じで入ってきたわけです。ですから、そういうようなことで、やはり、片方だけで、一方的なものを載せるのではなく、これは当事者があるわけですから、当然当事者、創政会、どういう対応だったのですかっていうと、何で皆さん言わなかったのか、この会議まで出てこなかったのかなって感じがするんです。ですから、やはり、こういったパブリックコメント、市民の声だって、大切にしないといけないの分かりますけれども、やはり、こういった具体的なことになってくれば、やはり、双方の意見というものを、対応、その時はどうだったのかを聞いて、それで、こういったことを載せるのが、本来じゃないかと思えますので、そのことを、一つ、申し上げておきたいと思えます。もう1点は、水害について、荒川は入ってないということですが、荒川は、昔から何回も決壊しているわけです。それをただ、こここのところ、利根川と渡良瀬川ばかり目が向いていますけれども、先ほど委員長の方から、市民が心配しているのは、利根川と渡良瀬川の方だからと説明がありましたけれども、どういう事件でも、自然災害でも、必ず想定外だ、想定外だっていうのが出てくるわけです。実際、万が一荒川が決壊した時、想定外という言葉ですまされてしまうのですかね。やはり、現実、荒川について、一言付け加えておくなり、それなりにしておけばいいわけですから、その時に対応すればいいのであって、何で、市のほうが、利根川、渡良瀬川だから、それにそってではなくて、議会は、議会としてのあり方があるのですから、荒川も、一言入れても、おかしくはないと思うんですけれども、その辺、委員の意見を聞かせていただければと思います。

○委員長（小坂徳蔵君） これは、委員の意見を伺うというよりも、委員外議員の意見を、伺っているのであって、他に、協議事項の加須市議会業務継続（水害対策編）に対して、意見を、委員会外議員の発言を求めています。希望される方、他にありませんでしょうか。

○26番（吉田健一君） 確認しましたので、協議事項についてですかって。

○委員長（小坂徳蔵君） ございませんか。なければ、委員外議員の発言は、これで終了いたします。それでは、お諮りいたします。まずは、先ほど、お示しいたしました加須市議会災害対策会議設置要綱ですが、資料3-1で、お示ししましたけれども、これで決定してよろしいですか。異議ありますか。はい、異議ございません。はい、新井委員。

○3番（新井好一君） 決定というより、これは、さっき言った議論を踏まえて、最終的には、じゃないですか。もう少し、やらないと。たぶん、これは、文言としては、これで基本的にはいいのですけれども。

○委員長（小坂徳蔵君） 設置要綱の件ですよ。

○3番（新井好一君） 設置要綱。

○委員長（小坂徳蔵君） 設置要綱です。ちょっと、失礼、もう一度あれですけれども、この協議事項の（2）の議会災害対策会議設置要綱案です。これ資料3-1です。この件です。これについては、この内容で、よろしいですか。

（「はい。」と言う人あり）

○委員長（小坂徳蔵君） いいですか。異議ないものと認めて、加須市議会災害対策会議設置要綱は、これで決定いたします。それから、災害対策編の、市議会業務継続計画水害対策編の関係ですが、一応、基本的には、この方向で、先ほど、意見も、いろいろありましたので、その辺を踏まえてまた、次回、皆さん方に、お示しはしたいとは思いますが、その旨は、よろしいですか。

（「いいです。」と言う人あり）

○委員長（小坂徳蔵君） はい、ありがとうございます。そのように、進めさせていただきます。少し時間が経過しましたので、ここで、休憩したいと思います。11時から、再開したいと思います。

◇

◎休憩の宣言

○委員長（小坂徳蔵君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前 10 時 50 分

再開 午前 11 時 00 分

◇

◎会議の宣言

○委員長（小坂徳蔵君） それでは、休憩を閉じて、委員会を再開いたします。

◇

○委員長（小坂徳蔵君） それでは、協議事項の（4）平成 30 年度、市民公開研修講座の実施についてを、議題といたします。市民公開研修講座は、教育委員会の生涯学習部が主催している「市民学習カレッジセミナー」に、市議会がコミットし、市議会が、市民とともに進める議会改革というテーマで、2 回の実施を予定しております。本件に関しては、これまで、委員会で確認をいただいて、市議会の事務局で、庁内の手続きを進めてまいりました。その日程が、確定しております。それでは、本件に関して、江原局長から、説明いたさせます。

○事務局長（江原千裕君） はい、委員長。

○委員長（小坂徳蔵君） はい、江原局長。

○事務局長（江原千裕君） はい、それでは、市民公開研修講座案の実施について、ご説明をさせていただきます。資料の 5-1 をご覧ください。これは、12 月 8 日に開催した第 17 回議会改革特別委員会で提案させていただき、内容については、ご了解いただいた市民公開研修講座ですが、この市民公開研修講座につきまして、講師の野村稔先生と連絡を取り合いまして、先生との約束が取れましたので、開催日時と開催会場の案が決定しましたので、今回お知らせするものでございます。2 回シリーズの第 1 回目、7 月 12 日木曜日の午後 2 時からパストラルかぞ多目的室で、議会基本条例制定報告会。第 2 回目、8 月 3 日金曜日午後 1 時 30

分から市民プラザかぞ3階多目的ホールで、野村稔先生の講演会を開催するという内容でございます。今回の市民公開研修講座は、生涯学習部と連携しまして、2回シリーズの、「市民学習カレッジセミナー」の一つとして、開催いたします。資料5-2をご覧ください。4月1日発行の生涯学習情報かぞ、ライフステージ、市民学習カレッジ・加須市シニアいきいき大学受講生募集号でございます。こちらが、4月1日に市報かぞと一緒に、自治協力団体を通じて、市内全世帯に配布されます。募集の受付期間は、4月2日の月曜日から4月27日金曜日までの約1か月間。申し込みは、氏名、住所、性別、年齢、電話番号を添えて、生涯学習課又は各文化学習センターに申し込むということでお知らせすることになります。続いて、資料5-3をご覧ください。募集号の中で、たくさんセミナーあるいはシニアいきいき大学の受講生を募集するのですが、27番のセミナーということで、今回の市民公開研修講座、市民とともに進める議会改革を掲載されております。27番が今回、市民公開研修講座となっております。定員は、一般市民40名で募集します。この他、市議会議員の皆様、28名となりますので、総勢では70名を超える。そういった規模のセミナー、公開セミナーという形になります。生涯学習課の方では、一般市民の申込者が、定員の半分、20名を切った場合、趣味的なセミナーの場合には、半分切った場合には、セミナー取りやめということになるわけですけれども、今回は、趣味的なセミナーではなく、現代的な課題、社会的な課題といった、市民の皆さんで考えて、一緒に取り組んでいこうという内容でございますので、生涯学習部の方でも、万が一、定員を切った場合でも、実施するとのことですが、なるべく多くの皆様に参加していただきたいと思っております。つきましては、議員の皆様からも、参加申し込みについて、市民の皆様にも、積極的に、お声掛けいただき、セミナー参加者を5人前後位を目途に集めていただきますようよろしくお願いいたします。なお、資料5-4によりまして、4月20日金曜日を目途に、議会事務局までご提出いただければありがたいと思っております。事務局の方で取りまとめまして、生涯学習課の方に受講生の申し込みということで、手続きさせていただきたいと思っております。この他、この募集号を見て、一般市民の方が直接この市民公開研修講座に参加したいという電話での、直接申し込みも、生涯学習課にあることも想定されます。説明は、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（小坂徳蔵君） はい。ありがとうございました。先ほど、局長の方から、お話がありましたけれども、この「市民学習カレッジセミナー」の関係ですが、一応、参加者にハードルが、議員以外40人という、そういうハードルがありまして、それがないと、局長はちょっと遠慮して言っていましたけれども、場合によっては、教育委員会との、要するに予算

が、こちらに回ってこないということにもなってきます。そういう意味で、皆さんの手元に、資料5-4で受講申込名簿を資料でお渡ししているんですが、これ、7月、8月ですので、先のことですので、例えば、急用が入ったとか、その時、病気になって、出席できないとか、それは、別に、やむを得ないことですので、構いませんので、とりあえず、4月の20日時点までに、大丈夫だよ、出られるよという人を募っていただいて、議会事務局まで提出していただければ助かります。議会事務局の方から、生涯学習部の方に、こういう参加ですからということで提出しますので、そういう意味です。これは、予算に計上するのも大変ですが、予算をきちんと使っていくのも、それなりにエネルギーが必要なので、委員の皆さんに、大体5人ぐらいずつ選んでいただければ。それプラス、市民の皆さんから全戸に先ほど、局長から説明がありました、これは配布されますので、資料5-2。それでまた、参加をいただくということということだと思えます。以上でよろしく願いいたします。では、そのことも含めて、ただ今の説明に、意見があれば、挙手を願います。

○事務局長（江原千裕君） はい。

○委員長（小坂徳蔵君） はい、その前に、江原局長。

○事務局長（江原千裕君） ちょっとすみません。補足説明ですけれども、今回の開催会場が、1回目がパストラルかぞの多目的室。2回目が市民プラザかぞの3階の多目的ホールですけれども、キャパシティーの方ですが、パストラルかぞの多目的室は、120名まで収容可能ですので、そこまでは、お声掛けいただいて大丈夫ということです。一方2回目の野村稔先生の講演の時の会場は、市民プラザかぞの多目的ホールですので、300名収容できますので、こちらは、より多く参加できるかと思えますので、そのことも参考にいただければと思います。以上です。

○委員長（小坂徳蔵君） はい。ありがとうございます。

○8番（大内清心君） はい。

○委員長（小坂徳蔵君） はい、大内委員。

○8番（大内清心君） 今、手を挙げたのは、キャパシティーの問題を確認しようと思ったんです。40名というふうに、先ほどから定員の方が出ていまして、多目的ホールを取るのに40名であれば、ちょっと、キャパが大きすぎるのではないかなと思ったので、確認と思ったのですが、300名がOKならば、それだけ、40名ではなくて、たくさんの人に来てもらっていいという考え方で、いいわけですね。40名と書いてあると、そんなにたくさん入らないからって、市民の方が、受け止めてしまうのかなと思ったのですけれども、1回目のほうは、

40名くらいでいいのかなと思うけれども、2回目、せっかく講師の方を呼んで行うので、こちらは、もうちょっと人数を多く出してもいいのかなと思ったものですから、その辺のお考えを、伺えればと思ったんですけれど。

○委員長（小坂徳蔵君） はい。8月3日の市民公開研修講座、講師の野村稔先生ですが、地方議会のことを語らせたら日本で第一級の講師です。この先生の話は、一度は聞いておいて損はないと、それだけの価値がある内容です。かつては第4区議長会で、夏、毎年やっていますけれども、その時、1度だけ来て、みんな、ご苦労だったんですけれども、最初から最後までみんな、議員の方々が、講演に耳を傾けたっていうのが、私の記憶に残っております。第一級の内容です。では、他に。酒巻委員。

○10番（酒巻ふみ君） はい。今、大内委員が言ったのと似通っていることで、彼女が言いましたからいいです。あの、これから議会にでようとか、若いこういう事に関心のある人を、ターゲットにして集めるという方法は、どうなっていますか。一般的に誰でもいいということになっています。一般ですから。どうせ来てもらうなら、興味のない人は、勿論、来ないでしょうし、興味があって、しかも、来年、選挙がありますから、やはり、そういう若い方たちに、なるべく多く来てもらうのがいいのではないかなということ、思ったものですから、会場も、さっき言ったように、あんまり、40人、もっといっぱい。市民プラザかぞの方は広いですから、こっちはいっぱい埋まっても講師の先生も、あんまりガラガラじゃ申し訳ないんかなって気がするし、そういう意味で、若い人に来てもらう、大学生を連れてくるとかね、あるいは、18歳以上の高校生を対象に、そういう、募集の仕方っていうのはするんですか。

○委員長（小坂徳蔵君） はい、江原局長。

○事務局長（江原千裕君） はい、委員長、よろしいですか。すみません。定員40名っていつて設定して募集するのは、1回目、2回目通して参加していただく方を、まず4月の募集号で、募集するという形で、40名というふうに定員を定めた経緯があります。それで、第2回目の、野村稔先生の講演は、キャパシティも300ありますし、より多くの人に聞いていただきたい、参加していただきたいと思っていますので、これから生涯学習課と掛け合いますけれども、第2回目だけ飛び入り参加っていうのが、可能になれば、1か月前、あるいは2か月前から、チラシを配ったりして、お声掛けして、より多く参加する、定員40名と定めたのは、これを下回ると困るかなというそういう考え方で定めていますので、そうではなくて、逆の場合、40名を超えて、セミナーがやればいいのかという形で、これから、生涯学習課に掛け合っていきたいと思いますので、そうなれば、第2回の野村稔先生の時に

は、例えば、若い人の団体のところにチラシをもって行って参加をしてくださいとか、いろんな団体、あるいは若い方、あるいはいろんな活動している団体、地域活動している団体に声を掛けて勧誘したり、というのも可能になってくるかなと考えております。

○10番（酒巻ふみ君） はい。

○委員長（小坂徳蔵君） はい、酒巻委員。

○10番（酒巻ふみ君） はい、ということは、どちらも、2回講座に出席できる人をまず40名というのを、先に募集かけるという意味ですか。どっちも40名ずつというではなくて。

○委員長（小坂徳蔵君） はい、江原局長。

○事務局長（江原千裕君） はい、セミナーという形で、生涯学習部とタイアップしますので、募集号で、申し込むセミナーは、基本的に2回シリーズなら2回参加、5回シリーズなら5回参加というのが基本で募集します。今回「市民学習カレッジセミナー」で、市民公開講座ですので、基本は1回目、2回目通しで参加していただける方を、一般の市民の方40名で、募集しますよという趣旨で、募集します。

○10番（酒巻ふみ君） はい、分かりました。

○委員長（小坂徳蔵君） はい、野中委員。

○1番（野中芳子君） はい、だいたい今の説明で、疑問を、だいぶ解消しているんですけども、まず、7月12日のこちらの方は、生涯学習課の方で、こちらの方を企画していただいたということなんですけれども、内容等々は、やはりこちらの議会の方で、準備していくのか、それとも生涯学習課の方で、ある程度、なにか手順をやったださるのか、その辺がちょっと、

○委員長（小坂徳蔵君） これは、基本的に、議会で内容は決めていくということになります。議会が、これにコミットしてやったものですので、議会の方で、内容について決めて、その前に、ここで諮ってやりますので、よろしいですか。

○1番（野中芳子君） はい。

○委員長（小坂徳蔵君） 分かりました。はい、森本委員。

○9番（森本寿子君） 先ほどの、局長のお話で、分かったのですが、参加40名という方が、1回目と、2回目、出ただけということ、私たちが名簿を出すのは、1回目2回目、出る方のみ。2回目出るという方は、どうするのかっていうか、

○委員長（小坂徳蔵君） はい、江原局長

○事務局長（江原千裕君） はい、委員長。今回お配りしている5-3は、1回目2回目通しで

参加していただく方を、声を掛けて集めてくださいという趣旨の用紙です。2回目だけという方は、また、2か月前なり3か月前なり、平成30年度に入りまして、5月6月、それぐらいの時に、また改めて、チラシを作るなどして、お声掛けいただいて、人を集めて、参加者を集めていただければよいのかなと思っております。

○委員長（小坂徳蔵君） いいですか。はい、新井委員。

○3番（新井好一君） この講座は、さっきから何回も言っていると思うのですが、この議会改革、議会が進めているという前提で、生涯学習課の、「市民学習カレッジセミナー」を活用して、そこをうまく具合に利用してというのですかね、そういう観点でやるわけだから、基本的には、この加須市議会が責任をもってやるという意味合いです。ですから、議会改革委員は、当然、全責任を持って、そこに参加するという前提で、加須市議会全員が参加するという考え方で、これはほかの人も募集するという考え方に立った方がいいので、そうしないと、少なくとも、ただやりますよというだけだと、おそらく、公聴会だって、前回だって、あれは区長会の皆さんにお願いをして、やっと50名とか60名集まっているわけだから、ただやりますよというだけだと、その20名の一般市民の参加だって、おぼつかないということはあると思うんです。ですから、議会は最低限40名をクリアするためには、議会の28名が参加しておくという前提に立てば、それはクリアできるんで。

○委員長（小坂徳蔵君） 新井委員、議員の28名は、除いた40名ですから、

○3番（新井好一君） 28名が参加するという前提に立って、それぞれが何名かずつ、連れてくると、連れてくるといういい方おかしいけれど、参加してもらって考え方で、いいんじゃないかな。

○委員長（小坂徳蔵君） 新井委員の今の意見で結構なんですけれども、例えば、先のことで、1回目で、あれで、2回目分らないよってことでも、出てみたいというのは、それはそれでいいですから、その時に、例えば病気になったとか、都合がつかなかったとか、それはそれでいいですから。セミナーですので、原則として2回なので、一応2回出ていただくということが、基本になるのでということ、何回も言いますけれども、それで、急用ができたとかってというのは、それは、やむを得ないことです。一応、教育委員会、生涯学習課に名簿を提出するというのが仕組みになっているようですので、委員の皆さんには、5名ぐらいを目安に、ご協力をお願いします。4月の20日ということです。20日までに議会事務局の方ということで、ご協力を、くれぐれもよろしくをお願いします。この件に関しては、よろしいですか。

○7番（佐伯由恵君） 委員長、いいですか。

○委員長（小坂徳蔵君） はい、佐伯委員。

○7番（佐伯由恵君） 2日間の「市民学習カレッジセミナー」は、有意義だなと思っています。1回目については、6月の定例会で、議会改革基本条例を制定の予定で、私たち進めてきているのですけれども、それを受けて、この7月の12日は、市民にその内容をお知らせするというので、2回目は、それを踏まえて、市民とともに、議会改革を進めるという目的で、ご講演をいただくということだと思うのですけれども、こういった目的で、議会基本条例を市民とともに進めるという、2つの内容と受け止めています。2回目については、人数を増やせるということで、平成国際大学の中には、地方自治に関わるような専攻科があるようなお話も伺っているので、そういった学生さんにも呼びかけたらいいのではないかなというふうに思いました。以上です。

○委員長（小坂徳蔵君） 資料5-1をご覧ください。資料5-1の2ページの学習プログラム、シート②というところをご覧ください。ここに書いてありますけれども、市民公開研修講座、市民とともに進める議会改革で、7月12日は、学習テーマで、市民のための議会改革ということで、内容は、市民との連携・協働を進めるために、加須市議会基本条例制定報告会（意見交換会）、話し合いという内容です。2回目は、8月3日で、市民公開研修講座で、市民と進める議会改革。これ仮題ですが、市民と連携・協働した議会のあり方ということで、講義をしていただくと、これは、地方議会研究会代表の野村稔先生だということです。ここに、学習テーマと、どんなことをするのかということがありますので、この内容で進めていくということ。で、内容について、講演についてはこの2つだと思うのですけれども、7月12日の関係についても、先ほど意見がありましたように、事前に皆様方にお諮りをして、内容については、決めていきたいということです。よろしいでしょうか。

（「はい。」と言う人あり）

○委員長（小坂徳蔵君） はい、大内委員。

○8番（大内清心君） 時間が逆になっているかなって、1のほうが、14時から15時半になっているのですけれども、1が1時間半ですものね、分かりました。勘違いしていました。

○委員長（小坂徳蔵君） よろしいですか。

○3番（新井好一君） ちょっと。

○委員長（小坂徳蔵君） 新井委員。

○3番（新井好一君） そんな、大したあれではないのですけれども、これは予算的に、これはたぶん生涯学習課の方の予算から執行されると思うんですけれども、講師のこの、だいたい16万円というのは相場ですか。

○委員長（小坂徳蔵君） はい、江原局長。

○事務局長（江原千裕君） はい、この16万円という講師謝金ですけれども、参考にしたのは、平成29年度に蓮田市議会で、株式会社社会議録センターという業者を通じて、派遣依頼した時の金額が、16万円ということでございました。今回、業者を、会社を通じないで、直接、戸田議事課長が、野村稔先生の携帯に電話をして、ご予約を伺って、この日ならば空いているというご予約を了解いただいたので。戸田議事課長の方から。

○議事課長（戸田 実君） 私の方で、元の騎西町議会の時に、野村稔先生とはご縁がありまして、携帯番号の方も知っていたものですから、直接、野村稔先生の方に、聞きました。ザックバランに謝金についても、ご相談をさせていただいたのですけれども、野村稔先生は瞬時に、それは、市議会さんの方で持っている予算で、私はいくらでも、2時間でも3時間でも、しゃべりますということでございます。ちょっと余談ですけれども、先生は、凄く、人間的にも素晴らしい方なのですけれども、例えば、熊本地震の被災地とか、あとは東日本大震災、沿岸部で、市議会の方で、議会改革とかもろもろの関係で、講演に呼ばれるんです、そういったときには、必ず受け取った額の1割程度しか受け取らないで、あとは、お使いくださいと返すようなそういった素晴らしい先生でございます。これは余談ですけれども。そういったことで、要は、市議会でとった予算で、私は、いくらでもしゃべりますということ言っていたいておりますので。

○委員長（小坂徳蔵君） よろしいですか。この市民公開研修講座は、先ほど議論いただいて、先ほど局長が、説明いただいたとおりに行っていきたいと思いますので、よろしいですか。

（「はい。」と言う人あり）

○委員長（小坂徳蔵君） では、そのように進めさせていただきます。名簿の方はご協力よろしく願いいたします。それでは、（5）市内企業訪問研修案を議題といたします。市議会は、これまで、視察研修の受け入れ等について、市議会版シティプロモーションに取り組んでおります。そして、圏央道の開通によって、加須市に対する企業立地のポテンシャルが、

非常に高まっております。市議会として、市議会版シティプロモーションをさらに推進するためには、議員各位が、市内企業の実態を、良く知ることも大事なかなと思います。そこで、市議会として、企業訪問研修を企画したいと考え、議会改革に委員各位にお渡しするものです。それでは、本件に関しては、江原局長の方から、説明をいたさせます。はい、江原局長。

○事務局長（江原千裕君） はい、委員長。それでは、市内企業訪問研修案についてご説明させていただきます。実施の趣旨につきましては、先ほど小坂委員長が、おっしゃられたとおりでございますが、きっかけについて、私の方から申し上げますと、11月の公聴会の公述人でお世話になりました、阿部仁さん、青年層代表ということで、公述していただいた阿部仁さんが、3月上旬に議会事務局を訪ねてこられまして、議員の皆様には、是非とも、わが会社ブリヂストンフローテック株式会社ですけれども、来ていただいて工場を見ていただきたいという話がありました。阿部さんが言うには、議会事務局に来る前に、市長室に入って、市長と話をしたことがあったのですけれども、市長からも議会の皆さんに、市内企業を見学していただいた方がいいのではないかとの話があったとのことでございます。ブリヂストンフローテック株式会社は、市の合併記念事業に工場見学ということで協力したり、また地域住民を招待した盛大なお祭りを毎年開催したり、冬にはイルミネーションを行って加須市をPRしたりするなど、様々な形で本市に協力し地域に貢献している企業でございます。そのような企業は、市内には他にもたくさんあります。市内には、数多く企業が立地しております。また、立地している企業からは、本市の自主財源の増加に貢献していただいております。また、市民の雇用の拡大、地域経済の活性化にも大きく寄与しております。今後の加須市のまちづくりを考えていく上で、企業の立地は、大変重要なことですので、今回、議員研修として、市内企業訪問研修を企画したところでございます。実施日時は、平成30年、第2回定例会前の、5月中旬を予定しております。視察企業の案は、表にありますように、例えば、中ノ目に立地したセンコー株式会社、加須PDセンター、ブリヂストンフローテック株式会社、株式会社湖池屋、株式会社コロンバンを、候補として考えてみたところでございまして、ご了解が、いただければ、これから相手先へ打診していく予定でございます。なお、工程の案は、午前2社、午後2社を予定しておるところでございます。以上でございます。

○委員長（小坂徳蔵君） はい、ありがとうございます。経過については、先ほど江原局長が、説明した通りです。いずれにしても、議会改革の公聴会で、公述人となられた方から、そういうお話がありまして、市民の中には、個人の市民は当然ですけれども、企業、団体も入っ

ておりますので、そういった方から、そういう議会に申し入れがあるということは、議会改革もまた、一回りそういう点では、広がっているっていうことでは、大変うれしく思います。そういうところで、せつかくのそういう申し入れがございますので、我々も、そういう企業立地のプロモーションの一環として、議会として取り組んでいくことが有意義なのかなと思います。ただし、4社出してありますけれども、これは、全然、連絡とっておりません。皆さん方に、今日、いいよということで、決めていただければ、これから議会事務局で調整をして、場合によっては、会社が少し変わるかもしれないけれども、一応4社程度、打診をして、そして、5月の中旬ごろ実施をしていきたいと、議長の下承を得て進めていきたいと、そんなふうに思っております。ご意見あれば、はい、新井委員。

○3番（新井好一君） はい。これは、非常に結構なことで、議会として取り組む、むしろ、議長の、加須市議会として、こういう研修をしようよという提案の中で行われるのが当然なので、議会改革委員会で、こういう議論がでて、議長に提案して、議長名で、加須市議会が研修をするというスタイルをとった方がいいのではないかなと思います。

○委員長（小坂徳蔵君） 当然、新井委員、そのように進めていきます。一応、皆さんに、ご了解いただかないと、それも進んでいきませんので。じゃあ、よろしいですか。

（「はい。」と言う人あり）

○委員長（小坂徳蔵君） では、そのように取り組んでいきますので、事務局の方で、手続きの方よろしく願いいたします。それでは、次に移ります。今後の協議の方向について議題といたします。次第に書いてありますように、次回は、4月の25日水曜日、午前9時30分から、第1委員会室で、第22回の議会改革特別委員会を開会していきたいと思っております。この日程で、早めに皆さんに言っておいた方がいいのかなと思ひまして、早めに決定をいたしました。この日程で、よろしいですか。

（「はい。」と言う人あり）

○委員長（小坂徳蔵君） はい、では、そのように進めてまいります。それでは、

○3番（新井好一君） 委員長。

○委員長（小坂徳蔵君） はい、新井委員。

○3番(新井好一君) 日程は、当然、これで結構ですけれども、ここでどういう形で、今後、方向性を進めていっていかっていくことについては、やはり、少し皆さんの意見を聞いておいて、具体的な課題で検討するような方向を示していかないと、基本条例については、日程上6月に提案していくというスケジュールができていますのだから、あと、これについても、だいたい、今日、確認されているので、この2つについては、いい方向できているということで、あとは、この間私たちが議論してきた中で、どういうことについて、議論をきちんとしていかななくては行けないかということ、次の会議の中で、しっかり想定していくことをやらないと、やはり、この議会改革運営委員会の目的というか、それには達せられないのではないかなと思うので、その点をやはり、それぞれの皆さんも課題等々については、ある程度、先に出しておくとか、考え方を示す必要があるのではないかなというふうに思うんです。

○委員長(小坂徳蔵君) 次回の関係について、議題については先ほど言いましたように、パブリックコメントに対する市議会の見解を示すということ、先ほど言いましたので、皆さんにお示しをいたします。これ75項目なので、これは相当意見が出てくる、そんなふうに思っております。それからBCPについて、議題にしたいとそう思うしております。はい、新井委員。

○3番(新井好一君) だから、それはそれで、どうしてもやらなくてはならないので、先ほど、うちの吉田議員からもこのパブリックコメントについての意見の1項目の中でありましたけれども、これを1つ1つ検討するにあたって、この事情の中で、それぞれ、意見は意見として、なるほどという思う点と、少し偏っているのではないかなとか、そういう評価というのはあると思うんです。それはきちんとやはり、どういうふうに評価するというのは、かなり、お互いに検討しないとならないということがあって、どういう段階で、意見を集約していくのかっていうのが、1回は、たぶん事務局と委員長なり、副委員長なり、ある程度想定しながら、評価をせざるを得ないのではないかなと思うんですけれども、項目によっては特に、先ほどうちの吉田議員が言った、1個の項目に関しては、若干、事情について説明を、きちんとしてないと、このような、例えば、門前払いっていうような評価になっているんですけれども、これは、考え方の違いはありますから、その辺については、きちんと意見を聞いておいてもらわないと、いけないかなと思うので、あらかじめそこはお願いしたいと思えます。

○委員長(小坂徳蔵君) ですから、それは、次回に全部、75項目について、議会の意向を表明するというので、公表するという事になっておりますので、それはすべて皆さん方に、

次回お示しをします。それについて、いろいろご議論。先ほど、新井委員から話がありましたけれども、それについて議論していきます。それで、まとまらなければ、いずれにしても全員一致で、議会として見解を公表するわけですので、一致しないものについては、公表しませんので、そういうふうにしたいと思っております。

○副委員長（小勝裕真君） はい。

○委員長（小坂徳蔵君） はい、小勝副委員長。今も、新井委員から、貴重なご意見いただいたのですが、今日の、この第 21 回の議会改革特別委員会についても、事前に打ち合わせはしております。その中で、75 項目あるので、例えば、野中委員に 1 番から 5 番、竹内委員に 6 番から 10 番とかとしようかと、お願いしようかという案も実はあったんですよ。それは、個人的な議員の考え方もあるけれども、基本的には、いずれにしてもたたき台を出して、それを次回に、全員でまた協議いただきたいと、こういったことも話し合ったのも事実ですから、それぞれ、意見はどういうことを基に出しているかどうかということもありますけれども、それに対する議会としての見解を出しておくということが一番大事なことから、その点については、十分、慎重に進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いします。

○委員長（小坂徳蔵君） よろしいですか。

○3 番（新井好一君） はい。

○委員長（小坂徳蔵君） はい、新井委員。

○3 番（新井好一君） だから、このパブリックコメントに対する、75 項目についての見解を出すというのは、結構、容易ではないことなんだよね。だから、それはそれで進めるとしても、違う課題も、我々としては、この間、議会改革の議論としては、皆さん持っているはずだと思うんで、それについても、わたしは、やらなければいけないんじゃないかということ言っているんで、非常に忙しいんですけども、それは、是非お願いしたいんです。

○委員長（小坂徳蔵君） あの、その件については、ご意見、承りました。それは、前から言っているように、いろいろ課題があるのは、私、前から、ここで言っています。それについては、議論していきますよとこれは申し上げてあります。最初に申し上げてあります。とりあえず、今、我々は 6 月議会に、一番の問題は、市議会基本条例を上程すること。さらに BCP について、策定していくこと。また、それについて関連してできた事について、ずっと、協議をしてきました。まずは、その上で、それを行いながら、出された意見については、いろいろ議論していくということは、前から言っております。これは、はい、新井委員。

○3番(新井好一君) ですから、それは了解するので、だから、そのことに応えていくだけでも相当なボリュームはあるということは、よく分かっているんです。だから、それはそれでやっていくにしても、我々は少なくとも、共通の認識を持っていると思けれども、あと1年という、任期が迫ってくるという状況の中で、基本条例を制定すると、6月に制定するわけですから、その条例の項目との絡みの中で、やはり、パブリックコメントや、一番先に取ったアンケートや、そういう中で、市民の関心事というのは、あるわけですよ。特に倫理ですとか、あるいは定数だとか、こういう議論も、一定の時期の中で、きちんとやっておかないと、これは、意見が合う、合わないは別ですよ、それは、そういうことをきちんとやって、やはり条例制定をするということで、やっていかないと、時間が、それこそ、あと4か月前とか5か月前とかやっても、何の意味もないっていうこともないですけども、皆さん議論としては成り立たないということなんで、やはり今やるべき議論っていうのが、それなりにあるんじゃないかっていうことを言っているわけです。

○委員長(小坂徳蔵君) 承知しております。承知しております。よろしいですか。

○3番(新井好一君) はい。

○委員長(小坂徳蔵君) それでは、その他に移ります。その他に関しては、この議案に対する、議案の賛否公表。本会議の動画公開。議員のなり手不足。3件は、新聞報道であります。委員各位に対する情報提供であります。それでは、3件一緒に江原局長から、説明をお願いします。江原局長。

○事務局長(江原千裕君) はい、委員長。それでは、まず、最初に、議案に対する賛否公表について、ご説明いたします。資料は、7-1をご覧ください。2月16日金曜日朝日新聞の朝刊に、埼玉県内の64議会中2割のあたる15議会で、議員の賛否結果を公表していないという記事が掲載されました。当日の朝、この記事を見た市内の土手二丁目にお住まいで、元加須市の監査委員で、平成5年から9年間監査委員を務められた、坂本豊様という税理士の方から、事務局に電話がありまして、加須市議会は、なんで議員の賛否を公表していないのかというご意見がありました。議員は、賛否の意思を明らかにする責務があり、議員の賛否公表は、市民に対する政治責任が、より明確になるメリットがございます。加須市議会におきましても、今後の検討事項の一つということで、情報提供させていただきました。1枚、資料とびますが、資料7-3をご覧ください。近隣の行田市議会、羽生市議会、久喜市議会では、既に、議員の賛否を公表しておりまして、久喜市議会では、議案に対する議員の賛否公表を資料7-3のような形で、議会だより、および市議会ホームページで、公表しており

ます。加須市議会では、次のページになりますが、会派ごとの賛否を加須市議会だよりのみで、公表しております。市議会ホームページでは、公表していない現状にあります。この中で、右側のページの下の方の、約1年前ですけれども、建設アスベスト訴訟の早期解決及び被害者全員の早期救済を求める請願そして、意見書の時のように、会派の中でも、議員の賛否が分かれた場合には、議員個人、個人の賛否をはっきりと、○とか、×とかだったのですが、市議会だよりの紙面上は、苦肉の策で△で公表した結果もございます。一つ戻って、資料7-2をご覧ください。同じく、新聞記事の情報提供欄ですが、2月16日の、朝日新聞朝刊です。委員会の議事録の公開進まず。という記事ですが、加須市議会では、既に、市議会ホームページで、委員会の会議録を公表しております。続きまして、(2)の本会議の動画公開について説明をさせていただきます。資料は、8-1ページをご覧ください。本会議の、動画公開、いわゆるインターネット公開についてですが、県内40市議会では、加須、桶川、八潮、三郷、ふじみ野の5つの市議会が、ネット中継を行っていないという記事でございます。資料8-2をご覧ください。事務局で、調査したインターネット中継導入状況の一覧でございます。それぞれの導入時期も書かれてあります。下の方に実施していない5つの市議会がありますが、桶川市議会は、平成30年度、新庁舎完成と同時にネット中継を実施。八潮市議会は平成28年度に、マイクを新調し、音声配信は、既に実施。さらに庁舎建て替え基本構想を策定中なので、5年以内の庁舎建て替えと合わせてネット中継実施予定。三郷市議会は、平成28年度に、音響映像設備の環境は、既にできておりますけれども、ネット中継実施についての積極的な意見がないので様子を見ている。ふじみ野市議会は、自前で検討中とのことでした。加須市議会は、今回、平成30年度、当初予算に、議場用放送設備機器の更新に係る経費として、2千57万3千円が、措置されましたので、平成30年度7月頃を目途に、音響映像機器を入れ替える予定ですので、環境は整うことになります。しかしながら、ネット中継を実施するためには、新たに膨大な動画データを保存する外部サーバー借り上げなどの、委託料が、約220万かかる見込みでございますので、費用対効果を検討するということで、システムアセスメント審査委員会にかけ諮る必要がございます。このため、早ければ、平成31年度から、ネット中継ができるように、平成30年度中に、業務改善課所管ですけれども、システムアセスメント審査委員会に、諮っていく予定でございます。続きまして、(3)町村議員なり手不足解消について。ご説明させていただきます。資料は、9-1、9-2 読売新聞、9-3 朝日新聞の記事をごらんください。3月4日の新聞で、町村議員なり手不足解消に関する記事が掲載されましたので、お知らせいたします。一番最後の朝日

新聞の記事でご説明させていただきます。総務省の研究会、町村議員のあり方に関する研究会が、現行制度に加えて、2つのタイプの議会制度を新たに作るという報告書を今月末に、公表するという記事でございます。一つは、少数の専門議員でつくる「集中専門型」議会で、定数を削減して、報酬を「生活が保障される程度」に引き上げると。もう一つは、兼業議員中心の「多数参画型」議会で、報酬水準は引き下げるが、地方自治法では、兼職が禁じられてきた県や市町村の職員が、居住地の町村の議員になることや、役場との取引が多い会社の役員が、議員を兼務する、兼業することを認める。定例議会の開会日を分散し、夜間や、休日に開く。などというものでございます。この話は、町村議会議員の話ですけれども、今後、加須市議会におきましても、定数、報酬、費用弁償、政務活動費、政治倫理条例を総合的に考えるという際の参考資料として、情報提示をさせていただきます。以上でございます。

○委員長（小坂徳蔵君） はい、ありがとうございます。先ほど、賛否の公開の説明の中で、動画の公開の関係ですが、新年度予算に音響機器の更新の予算が入っております。先ほど、説明がありましたけれども、動画の公開ということになりますと、市長部局のシステムアセスメント審査委員会に諮らなければいけない。要するに、一体それがどういう効果があるのかと、それを審議する機関がありまして、そこを今度、来年度、市議会として事務局を通して申請をしまして、それが通れば、次年度から動画の公開ができるようにしていきたいというのが今の説明であります。これには、外部サーバーを借り上げ料として、約220万円新たな費用が掛かるということで、そのためにシステムアセスメント、それだけのメリットがあるのかどうかということがあるということでございます。以上が、実際、市議会として、この中には委員会の例の会議録の公表。これは、相当、加須市議会では、トップクラスに進んでおりますし、良い面悪い面多々あると、着実に1歩、1歩取り組んでいくということ、これは、情報提供ですので、何か意見があれば受けますけれども、なければこれで終わりたいと思います。時間も押し迫ってまいりましたので、その他、何かありますか。なければ、これで、本日の協議内容及び議題はすべて終了いたしました。本日の協議内容につきましては特別委員会通信第20号を発行し、市議会ホームページに掲載し、委員各位に、配布いたします。これで、本日の議事は、すべて終了しました。



◎副委員長のあいさつ

○委員長（小坂徳蔵君） それでは、散会にあたり、小勝副委員長から、あいさつをお願いいたします。

○副委員長（小勝裕真君） たいへん長時間にわたりまして、慎重な審議をいただきまして、ありがとうございました。基本条例制定に向けて、さっき委員長のお話もありましたように、議会版のシティプロモーション、公開講座あるいは議員研修、こういったものも実行できる運びになって、本当に良かったと思います。次回は、パブリックコメントの見解、さらにはBCPということで、これも大変重要な内容でございますので、更なる慎重な審議をお願いいたしまして、閉会とさせていただきます。ありがとうございました。



◎散会の宣言

○委員長（小坂徳蔵君） はい、それでは、散会といたします。大変ご苦勞様でした。

散会 午前11時43分